

少年事件における被害者配慮制度の運用状況  
及び原則検察官送致対象事件の概況  
- 令和4年1月から12月まで -

## 1 はじめに

本資料は、令和4年1月から12月までの1年間における被害者配慮制度の運用状況及び原則検察官送致対象事件の概況を取りまとめたものである（令和5年4月集計）。

参考として、一部の表を除き、過去5年分（平成30年から令和4年まで）のデータを掲載した。

本資料は、例年公表しているものであるが、今回の資料では、令和4年4月1日に施行された少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）により特定少年（18歳以上の少年をいう。以下同じ。）の検察官送致についての規定（2（2）②及び③参照）が設けられたことを踏まえ、原則検察官送致対象事件の概況についての図表の体裁を改めた。具体的には、表6、表8、図3及び図4については、令和4年3月までの数値を記載した（同年4月以降の数値については表7-2及び表7-3参照）。また、表7については、同年3月までの表（表7-1）、同年4月からの故意致死（2（2）①及び②）の表（表7-2）及び同年4月からの短期1年以上の罪（2（2）③）の表（表7-3）に分けた。

なお、本資料に掲載した数値は、次のとおりである。

被害者配慮制度の運用状況	当局の実情調査の結果に基づく概数
原則検察官送致対象事件の概況（令和4年3月まで）	同上
原則検察官送致対象事件の概況（令和4年4月から）	司法統計の速報値

## 2 本資料上の注意

- (1) 本資料において、被害者配慮制度とは、少年法（以下「法」という。）に定められた、（i）被害者等による記録の閲覧及び謄写（法第5条の2）、（ii）被害者等の申出による意見の聴取（法第9条の2）、（iii）一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴（法第22条の4）、（iv）被害者等に対する審判状況の説明（法第22条の6）及び（v）被害者等に対する審判結果の通知（法第31条の2）をいう。
- (2) 本資料において、原則検察官送致対象事件とは、次の①ないし③のいずれかに該当する事件をいう。具体的には、表6、表7-1、表8、図3及び図4において「原則検察官送致対象事件」とは以下の①をいい、表7-2において「原則検察官送致対象事件（故意致死）」とは①及び②をいい、表7-3において「原則検察官送致対象事件（短期1年以上の罪）」とは③をいう。
  - ① 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの（法第20条第2項）。

- ② 特定少年に係る、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの（法第62条第2項第1号）。
- ③ 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（②に該当するものを除く）（法第62条第2項第2号）。

(3) 各項目別割合は、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

## 目 次

1	被害者配慮制度の運用状況について	1
(1)	被害者等による記録の閲覧及び謄写	1
	表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況	
(2)	被害者等の申出による意見の聴取	2
	表2 意見聴取の運用状況	
	図1 聴取方法の内訳（平成30年1月から令和4年12月までの累計）	
(3)	一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴	3
	表3 審判傍聴の運用状況	
	図2 非行別傍聴実施件数（平成30年1月から令和4年12月までの累計）	
(4)	被害者等に対する審判状況の説明	5
	表4 審判状況の説明の運用状況	
(5)	被害者等に対する審判結果の通知	6
	表5 審判結果通知の運用状況	
2	原則検察官送致対象事件の概況について	7
	表6 原則検察官送致対象事件の終局処分別歴年比較（平成29年から令和4年3月まで）	
	図3 原則検察官送致対象事件の終局処分別構成比（平成29年1月から令和4年3月までの累計）	
	表7-1 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（令和4年1月から3月まで）	
	表7-2 少年保護事件の終局総人員のうち原則検察官送致対象事件（故意致死） —終局決定別非行別（令和4年4月から12月まで）	
	表7-3 少年保護事件の終局総人員のうち原則検察官送致対象事件（短期1年以上の罪） —終局決定別非行別（令和4年4月から12月まで）	
	表8 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成29年1月から令和4年3月までの累計）	
	図4 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別構成比（平成29年1月から令和4年3月までの累計）	

# 1 被害者配慮制度の運用状況について

## (1) 被害者等による記録の閲覧及び謄写

表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況

年次	申出人数	許可		不許可 人数	理由			取下げ
		人数	比率 (%)		申出 資格外	審判 不開始	その他	
平成30年	936	894	95.5	23	0	16	7	19
令和元年	925	903	97.6	9	0	7	2	13
2年	927	887	95.7	5	2	2	1	35
3年	821	800	97.4	8	0	2	6	13
4年	772	747	96.8	5	2	3	1	20
5年累計	4,381	4,231	96.6	50	4	30	17	100

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

## (2) 被害者等の申出による意見の聴取

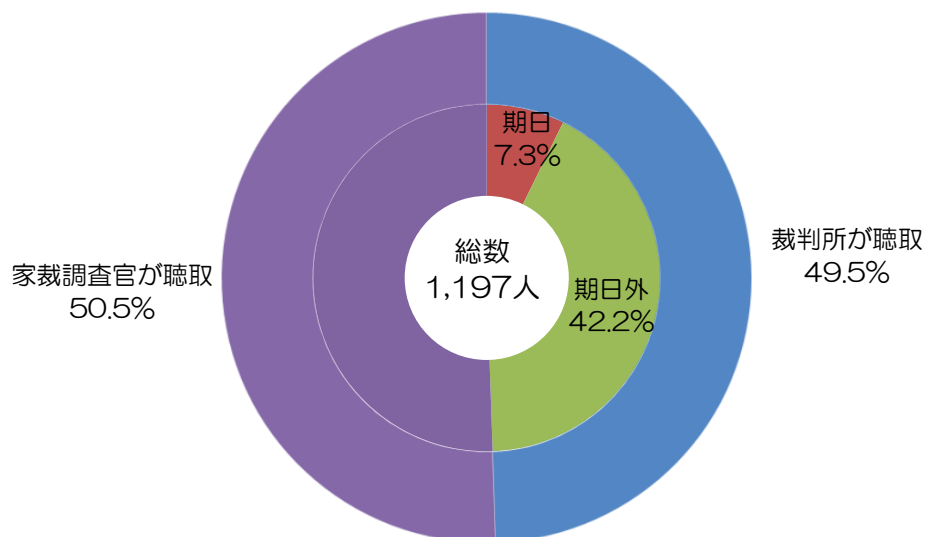
表2 意見聴取の運用状況

年次	申出人数	実施		裁判所が聴取		家裁調査官が聴取	聴取せず
		人数	比率(%)	期日	期日外		
平成30年	214	207	96.7	19	90	98	7
令和元年	251	240	95.6	25	102	113	11
2年	254	248	97.6	12	118	118	6
3年	272	266	97.8	18	106	142	6
4年	<b>248</b>	<b>236</b>	<b>95.2</b>	<b>13</b>	<b>89</b>	<b>134</b>	<b>12</b>
5年累計	1,239	1,197	96.6	87	505	605	42

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

図1 聴取方法の内訳（平成30年1月から令和4年12月までの累計）



(3) 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴

表3 審判傍聴の運用状況

年次	傍聴対象 事件数	申出のあった 事件数 (申出人数)	傍聴が許可されたもの	
			事件数 (人数)	比率(%) (人数比)
平成30年	68	29 (54)	25 (47)	86.2 (87.0)
令和元年	51	21 (39)	20 (37)	95.2 (94.9)
2年	60	33 (61)	28 (51)	84.8 (83.6)
3年	67	27 (53)	24 (50)	88.9 (94.3)
<b>4年</b>	<b>76</b>	<b>31</b> <b>(64)</b>	<b>29</b> <b>(60)</b>	<b>93.5</b> <b>(93.8)</b>
5年累計	322	141 (271)	126 (245)	89.4 (90.4)

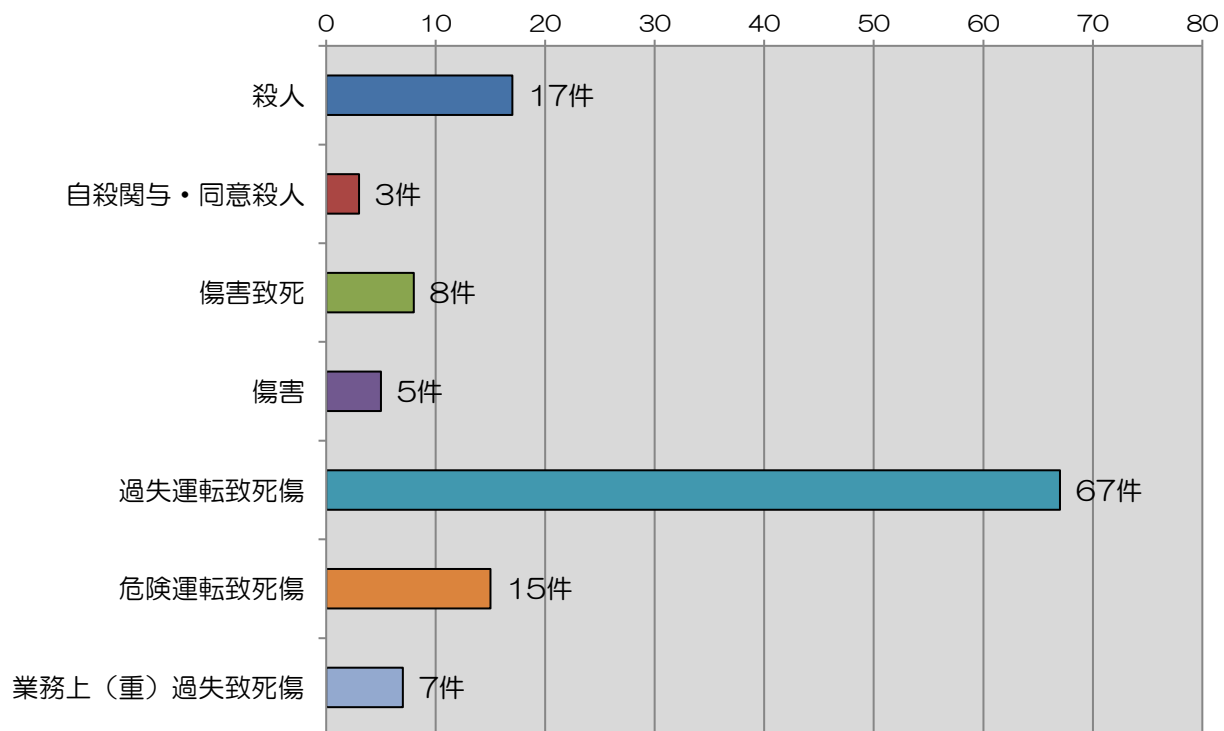
(注) 1 「傍聴対象事件数」には、致傷事件のうち、生命に重大な危険が生じたとして被害者等から申出がされたが、裁判所が傍聴対象事件として取り扱わなかったものを含む。

2 「申出のあった事件数(申出人数)」には、申出を取り下げたものを含む。

3 「比率(%) (人数比)」は、「申出のあった事件数(申出人数)」に対するものである。

4 1件の事件につき、複数の被害者等から申出があった場合は、1人でも許可されれば、許可されたものとして集計している。

図2 非行別傍聴実施件数（平成30年1月から令和4年12月までの累計）



- (注) 1 許可された被害者等が傍聴しない場合があるため、許可件数と実施件数は一致しないことがある。
- 2 「殺人」及び「自殺関与・同意殺人」には、未遂を含む。
- 3 「過失運転致死傷」には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱及び無免許運転により加重された罪に係る非行を含む。
- 4 本図の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。



#### (4) 被害者等に対する審判状況の説明

表4 審判状況の説明の運用状況

年次	申出人数	実施した人数				実施しなかった人数				取下げ
		人数	比率(%)	方法			理由			
				口頭	書面		申出資格外	審判不開始	その他	
平成30年	301	287	95.3	6	284	12	0	9	3	2
令和元年	294	280	95.2	6	277	13	0	7	6	1
2年	313	301	96.2	9	293	8	0	5	3	4
3年	326	317	97.2	7	310	8	0	7	1	1
4年	<b>286</b>	<b>275</b>	<b>96.2</b>	<b>3</b>	<b>273</b>	<b>10</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
5年累計	1,520	1,460	96.1	31	1,437	51	2	35	14	9

- (注) 1 「申出人数」は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。  
 2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。  
 3 「口頭」又は「書面」には、口頭及び書面により説明した場合を含む。  
 4 実施しなかった理由の「その他」には、被害者等が審判を傍聴した結果、別途、審判状況を説明する必要がなくなったと判断された場合等が含まれている。

## (5) 被害者等に対する審判結果の通知

表5 審判結果通知の運用状況

年次	申出人数	実施	
		人数	比率(%)
平成30年	824	817	99.2
令和元年	870	869	99.9
2年	841	840	99.9
3年	780	779	99.9
4年	<b>748</b>	<b>741</b>	<b>99.1</b>
5年累計	4,063	4,046	99.6

(注) 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

## 2 原則検察官送致対象事件の概況について

表6 原則検察官送致対象事件の終局処分別歴年比較（平成29年から令和4年3月まで）

年次	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
		人 員	比 率 (%)	総 数	保 護 観 察	児 施 童 自 立 支 援 致	第 少 年 院 送 致	第 少 年 院 送 致	第 少 年 院 送 致			
平成29年	17	9	52.9	8	1	0	6	0	1	0	0	0
30年	14	11	78.6	3	0	0	3	0	0	0	0	0
令和元年	10	4	40.0	5	1	0	3	0	1	0	0	1
2年	28	14	50.0	14	2	0	8	4	0	0	0	0
3年	25	14	56.0	10	2	0	8	0	0	0	0	1
令和4年1~3月	3	3	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累計	97	55	56.7	40	6	0	28	4	2	0	0	2

- (注) 1 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。  
2 「比率(%)」は、「総数」に対するものである。

図3 原則検察官送致対象事件の終局処分別構成比  
(平成29年1月から令和4年3月までの累計)

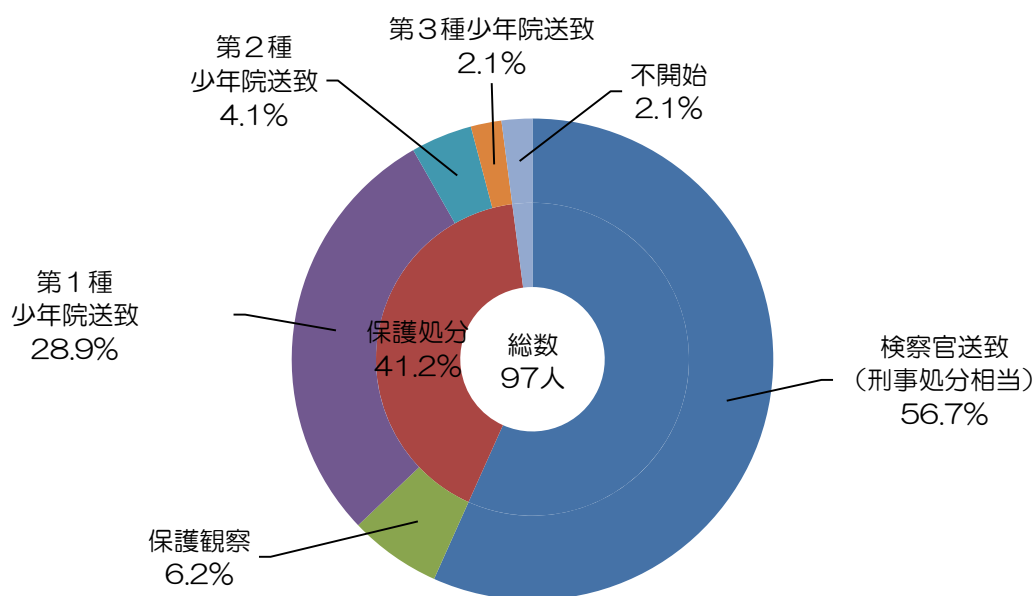


表7-1 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（令和4年1月から3月まで）

非 行	総 数	検（ 刑事 処分 相当） 送 致	保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 致	施 設 等 送 致	第 少 年 1 院 送 致	第 少 年 2 院 送 致			
合 計	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺 人	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険運転致死	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- （注）1 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。  
 2 本表における「殺人」には、刑法202条の罪を含む。  
 3 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。  
 4 該当がない非行については、記載していない。

表7-2 少年保護事件の終局総人員のうち原則検察官送致対象事件（故意致死）  
 ー終局決定別非行別（令和4年4月から12月まで）

非 行	総 数	検（ 刑 事 官 送 致） 相当 致	検（ 年 齢 超 送 過 致） 送過 致	保護処分（特定少年以外）						保護処分（特定少年）						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
				総 数	保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 致	施 設 等 送 致	第 少 年 1 院 送 致	第 少 年 2 院 送 致	第 少 年 3 院 送 致	総 数	保 護 観 察	保 護 観 察 （ 施 設 収 容 あり ）	保 護 観 察 （ 施 設 収 容 なし ）	第 少 年 1 院 送 致			
総 数	14	9	0	3	0	0	2	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0
殺 人	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	5	2	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
保 護 責 任 者 遺 棄 等 致 死	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
強 盗 致 死	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危 険 運 転 致 死	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1 終局総人員とは、既済人員から次のものを除いた人員である。

- (1) 簡易送致事件
  - (2) 反則金不納付事件
  - (3) 移送・回付で終局した事件
  - (4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）
- 2 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。
  - 3 殺人の非行とは、刑法199条の非行である。
  - 4 傷害致死の非行とは、刑法205条の非行である。
  - 5 保護責任者遺棄等致死の非行とは、刑法219条、218条の非行のうち、被害者を死亡させたものである。
  - 6 強盗致死の非行とは、刑法240条の非行のうち、被害者を死亡させたものである。
  - 7 危険運転致死の非行とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条、3条、6条2項の非行のうち、被害者を死亡させたものである。
  - 8 該当がない非行については、記載していない。

表7-3 少年保護事件の終局総人員のうち原則検察官送致対象事件（短期1年以上の罪）  
 -終局決定別非行別（令和4年4月から12月まで）

非 行	総 数	検（ 刑 事 官 送 致 相当）	検（ 年 齢 超 送 過 致）	保 護 処 分 （ 特 定 少 年 ）						不 処 分	審 判 不 開 始
				総 数	保（ 施 設 収 容 あり ） 観 察	保（ 施 設 収 容 なし ） 観 察	第少 年 1 院 送 種 致	第少 年 2 院 送 種 致	第少 年 3 院 送 種 致		
総 数	46	20	5	19	5	0	13	0	1	0	2
非現住建造物 等 放 火	3	0	0	3	1	0	1	0	1	0	0
建造物等以外 放 火	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
有印公文書 偽 造	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
偽造有印 公文書行使	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
強 制 性 交 等	15	11	0	4	1	0	3	0	0	0	0
強 制 わ い せ つ 致 傷	4	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0
強 制 性 交 等 致 傷	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺 人 未 遂	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
営 利 目 的 等 略 取 及 び 誘 拐	3	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0
強 盗	3	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0
強 盗 致 傷	11	5	3	3	0	0	3	0	0	0	0
覚 醒 剤 取 締 法	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 終局総人員とは、既済人員から次のものを除いた人員である。

- (1) 簡易送致事件
  - (2) 反則金不納付事件
  - (3) 移送・回付で終局した事件
  - (4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）
- 2 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。
  - 3 非現住建造物等放火の非行とは、刑法109条1項の非行である。
  - 4 建造物等以外放火の非行とは、刑法110条1項の非行である。
  - 5 有印公文書偽造の非行とは、刑法155条1項、2項の非行である。
  - 6 偽造有印公文書行使の非行とは、刑法158条（155条1項、2項）の非行である。
  - 7 強制性交等の非行には、準強制性交等、監護者性交等を含む。
  - 8 強制わいせつ致傷の非行とは、刑法181条1項の非行のうち、被害者を傷害したものである（準強制わいせつ及び監護者わいせつによるものを含む）。
  - 9 強制性交等致傷の非行とは、刑法181条2項の非行のうち、被害者を傷害したものである（準強制性交等及び監護者性交等によるものを含む）。
  - 10 殺人未遂の非行とは、刑法199条、203条の非行である。
  - 11 営利目的等略取及び誘拐の非行とは、刑法225条の非行である。
  - 12 強盗の非行とは、刑法236条の非行である。
  - 13 強盗致傷の非行とは、刑法240条前段の非行である。
  - 14 該当がない非行については、記載していない。

表8 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較

(平成29年1月から令和4年3月までの累計)

非 行	総 数	検 察 官 送 致 ( 刑 事 処 分 相 当 )	保護処分						知 相 事 談 又 所 は 長 児 送 童 致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 立 支 援 致	第 少 年 1 院 送 種 致	第 少 年 2 院 送 種 致	第 少 年 3 院 送 種 致			
総 数	97	55	40	6	0	28	4	2	0	0	2
殺 人	42	15	26	5	0	16	3	2	0	0	1
強 盗 殺 人	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強 盗 致 死	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	30	18	11	1	0	9	1	0	0	0	1
危 険 運 転 致	19	17	2	0	0	2	0	0	0	0	0

(注) 1 法第55条の規定により地裁から移送されたものを除く。

2 本表における「殺人」には、刑法202条の罪を含む。

3 本表の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

4 該当がない非行については、記載していない。

図4 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別構成比

(平成29年1月から令和4年3月までの累計)

